

埼玉保険医新聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 大場敏明
購読料 1部150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

2面	論壇「COVID-19対策 日常診療を継続できる対策に」
4面	COVID-19 (PCR検査) 関連情報
6面	COVID-19に対する支援策フロッピーチャート
7面	あずみの里業務上過失致死事件逆転無罪判決
8面	オンライン資格確認アンケート集計報告

PCR検査体制拡充の具体化を要請

医療機関スタッフへの定期検査を認める(政府)

八月二十八日、政府の感染症対策本部は「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を発表。感染症法の見直し、検査体制の抜本的拡充、医療提供体制の確保、保健所体制の整備などが盛り込まれている。

このうち、検査体制の抜本的拡充については「インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築」、「季節性抗原簡易キットを大幅拡充(二〇万件/日)」、「感染拡大地域等において医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施」、「自治体で高齢者等の希望により検査を行う場合の国支援」などが示され、今後の具体策が待たれる。

「単に希望する者には全額自費」での実施も盛り込まれており、注意も必要である。

県内の検査拡充状況

協会が五月に実施した会員アンケートでPCR検査を保健所に依頼し、断られた経験をしたのは、五七・三%にも上った。

その後PCR検査の検体として唾液が認められるようになったものの、担当する医療機関は伸びず、厚労省が「集合契約方式」(医師会と行政による一括契約)を推奨し実施機関の拡大を要請している。

さいたま市以外の地域でも、PCR検査の実施を希望する医療機関は「帰国者・接触者外来と同等の医療機関」として感染防止対策などを講じていけば、最寄りの保健所を窓口として行政との委託契約が可能になっていく。「唾液検体なら自院で対応可能」という医療機関はさいたま市、川口市、越谷市、川越市、

PCR検査を実施した場合の費用請求は、レセプトにより公費併用方式で行うことになっていく。詳細は四面を参照されたい。

また、PCR検査機関の検査対象としてよいとする、疑義解釈を示した。検査の適用対象者を大幅に拡大する変更であり、検査実施機関では自院でスタッフの検査を実施することも可能になったといえる。

厚労省は八月十八日付け事務連絡にて、クラスターが発生した保健所管轄地域にある、医療機関や介護施設のスタッフ、入所者に対しては全員を検査対象としてよいとする、疑義解釈を示した。

PCR検査を実施した際の費用請求は、レセプトにより公費併用方式で行うことになっていく。詳細は四面を参照されたい。

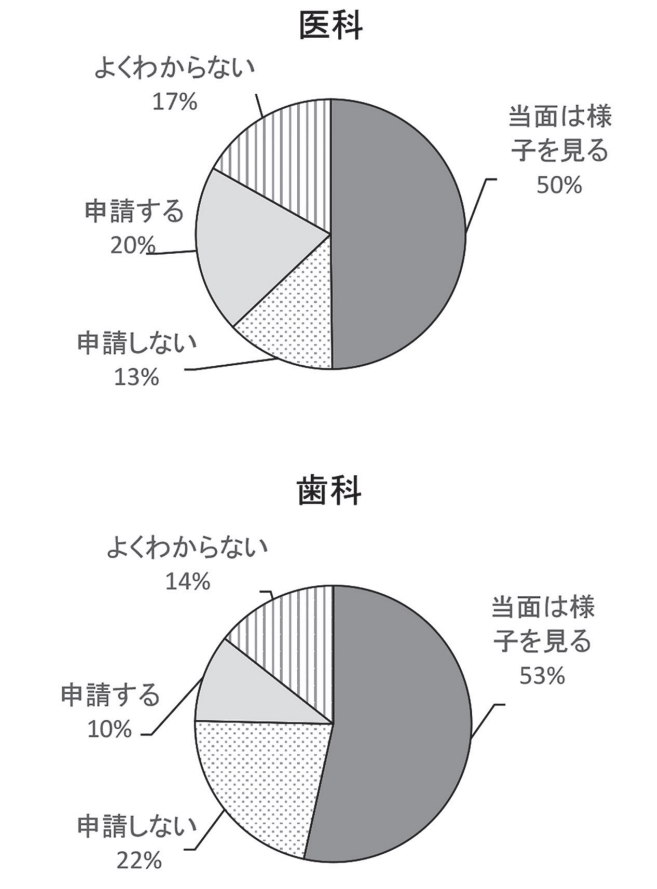
「オンライン資格確認」当面は様子見が半数

協会が八月月上旬に実施した「マイナンバーカードによる『オンライン資格確認』に関する会員アンケート」の集計がまとまった。

マイナンバーカードのカードリーダーの申請について、「当面見送る」との回答は医科歯科とも半数で、「申請しない」と合わせると、医科で六三%、歯科で七五%が申請に前向きでないことが判明。その理由について医科七二%、歯科六八%が「わからないことが多い」と回答した。「申請する」は医科で二〇%、歯科で一〇%だった。

(詳細八面)

● カードリーダーを申請する予定ですか？



協会がPCR検査を主管する埼玉県やさいたま市、中核市に対して、①医療機関に従事するスタッフ全員、②介護施設等のスタッフ全員などに対する検査を定期実施することと具体化を求める要請書を提出した。各施設における院内感染を防止するうえで、流行拡大期において必須なものである。県や各市が早期に実施を認める判断が待たれる。

COVID-19陽性者は受付時に申出」などを求めている中、厚生局指導課(以下「厚生局」)は医科では八月、歯科では九月から個別指導を強行している。

協会が厚生局に対し、COVID-19が蔓延している状況を考慮し、少なくとも二〇二〇年度は個別指導の実施を見送るべきと再度要請した。

すでに、協会には個別指導に選定された会員から相談が寄せられている。今回は選定通知に、COVID-19感染対策として医療機関側に「原則マスク着用」「出席者が必要最小限の人数」「当日体調に不安がある場合

厚生局の感染防止対策が政府の掲げる「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に完全準拠するものであれば、これまで通りの個別指導を行うことは困難である。

埼玉県で日々陽性者が確認されている中、個別指導会場でクラスターが発生した場合、医療機関は診療活動を休止せざるを得ず、大きな支障が出る。保険診療に関する

また、大量の持参資料が求められており、医科では昨年改悪された大量の現況報告の事前提出に変更はない。

協会は五月末に、厚生局に対して、医療機関がCOVID-19の防止対策により通常診療が行えず、選定されても対応できない可能性があることと、個別指導の面接懇談形式で診療ルールを周知するという方法は「三密」を避けることができず、今年度の個別

厚生局 個別指導の実施を強行 今年度の見送りを再度要請 協会

「九州豪雨災害義援金」へのご協力をお願い

今回の豪雨災害で被災された会員のための救援募金を受け付けることといたしました。会員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

理事長 大場敏明

- 振込先(銀行口座の場合)
金融機関…武蔵野銀行北浦和支店(021)
口座番号…普通 89101
名義人…埼玉県保険医協会 理事長 大場敏明
- 郵便振替の場合
折込の振替用紙をご利用ください
- 募金額…1口1,000円で、何口でも可
- 留意事項…振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。銀行・郵便局ともにお客様用控えをもって受領書とさせていただきますので、大切に保管してください。本義援金は、寄付金控除の対象になりません。

個別指導に弁護士が帯同できます